

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年10月17日

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「ID等」
本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」
対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「対象機器」
甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 「本サービス」
乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 「本システム」
本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 「本データ」
本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに關する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上



令和 年 月 日

株式会社ゼンリン 殿

吉岡町

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

令和 年 月 日

吉岡町長 殿

㈱ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、令和 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品 場所	納品 日時	備考

<物資納入者> _____

<物資受領者> _____

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	吉岡町 B4 判住宅地図	5冊
広域図	吉岡町を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	吉岡町 総務課 利用 閲覧地区：吉岡町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務課 協働安全室	住所：群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地 電話：0279-54-3111（代） FAX：0279-54-8681 Mail：anzen@town.yoshioka.gunma.jp
乙	連絡先 1	総合販売本部 関東支社 前橋営業所	住所：前橋市古市町 1-11-12 電話：027-252-0600 FAX：027-252-7582 Mail：maebashieigyosho@zenrin.co.jp
	連絡先 2	総合販売本部 関東支社	住所：埼玉県さいたま市中央区新都心 7 番地 2 電話：048-767-5745 FAX：048-767-5791 Mail：kantoareagroup_kikaku@zenrin.co.jp

以上

資料 48 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定（三協フロンテア株式会社）

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年**11**月**23**日

資料 49 災害時における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社フレッセイ）

災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社フレッセイ（以下「乙」という。）は、災害時等における物資供給及び災害支援活動協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力及び被災者の応急救済に係る災害支援活動協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所（駐車場を含む。）、店舗に付随する水道、トイレ等の設備を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 甲が必要とする食料・生活必需品等の物資を可能な範囲で提供すること。

（対象施設）

第3条 前条第1項並びに第2項の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 フレッセイ吉岡店及びその駐車場
所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大久保 891-1 他

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する第2条第3項に規定する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時等の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（協力要請手続き）

第5条 甲の乙に対する協力要請手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、災害時等に、第3条で規定する施設を避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し電話またはその他の方法をもって協力を要請する。
- (2) 甲の乙に対する第2条第3項に係る要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に規定する対象施設を開放し、被災者の応急救済に係る災害支援活動協力等に積極的に努めるものとする。ただし、災害時等において緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第3条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

3 乙は、前項の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第7条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬

は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年12月20日

資料50 災害時における物資輸送等に関する協定（福山通運株式会社）

災害時等における物資輸送等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定す

るものとする。

なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年2月14日

資料51 榛東村・玉村町・吉岡町災害時相互応援協定（榛東村・玉村町）

榛東村・玉村町・吉岡町災害時相互応援に関する協定書

榛東村、玉村町及び吉岡町（以下「協定町村」という。）は、いずれかの町村域において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した協定町村（以下「被災町村」という。）の要請等により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、協定町村が連携して応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5)前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災町村は、次の事項を明らかにし、協定町村と十分な連絡調整を行い、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災町村は次の事項を記載した文書を後日、速やかに協定町村に送付しなければならない。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3)前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4)応援場所及び応援場所への経路
- (5)応援の期間
- (6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定町村は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 通信の途絶等により被災町村との連絡が取れない場合には、被災町村以外の協定町村が相互に

連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災町村の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災町村と協定町村が協議して別に定めるものとする。

2 被災町村が負担すべき費用を支弁する時間的余裕がない場合は、応援した協定町村が一時繰替支弁するものとする。

(災害賠償等)

第5条 応援職員が、その業務により死亡し、もしくは負傷し、又は疾病にかかった場合における災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 応援職員が応援の従事中に第三者に損害を与えた場合においては、被災町村が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 連絡担当部局に変更等が生じた際は、他の協定町村に速やかに伝達するものとする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協定町村が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定は、協定町村及び協定町村の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(適用期日)

第9条 本協定は、令和6年 月 日から適用する。

資料52 吉岡町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定（吉岡町社会福祉協議会）

吉岡町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における吉岡町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、NPO、NGO、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 吉岡町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
 - (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)
- 第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。
- (費用負担)
- 第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費等について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
- (請求及び支払)
- 第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
- (センターの閉鎖)
- 第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。
- (損害補償)
- 第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
- (報告)
- 第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。
- (平常時における体制整備)
- 第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

資料53 群馬県吉岡町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定（神奈川県開成町）

群馬県吉岡町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定書

群馬県吉岡町と神奈川県開成町（以下これらを「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定町のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援並びに救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話又はその他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類及び人員並びに業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5）応援場所及びその経路
- （6）応援の期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については被災町の負担を原則とする。ただし、本協定の趣旨も踏まえ、費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町が協議して定めるものとする。

2 被災町が負担すべき費用を支弁する時間的余裕がない場合は、応援町が一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合の補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

2 連絡責任者等応援に必要な事項に変更が生じた際は、協定町に速やかに伝達するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、各町長が署名の上、各自1通を保有する。

資料54 災害時における復旧支援協力に関する協定（群馬県・公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

災害時における復旧支援協力に関する協定

群馬県（以下「甲」という。）と別紙1に定める市町村（乙1から乙31まで）（以下乙1から乙31までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設その他の管路施設（以下「管路施設」という。）が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

なお、下水道管路においては、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定とする。

本協定締結に伴い、甲又は乙と丙が過去に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象
- （2）その他甲及び乙と丙の協議により定めるもの（ただし、事故等の人的災害は除く）

（事務局）

第3条 甲、乙及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、群馬県県土整備部下水環境課とする。
- （2）乙の事務局は、別表に掲げるとおりとする。
- （3）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会とする。
- （4）事務局を変更した場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に通知するものとする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲及び乙は、丙に対し災害により被災した管路施設の復旧に関し、次の業務の支援協力を要請することができる。

- （1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- （2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第3条に規定する甲の事務局が甲及び乙の復旧支援協力要請を取りまとめたうえで、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

(復旧支援協力の実施)

- 第5条 丙は、第4条の規定により甲から復旧支援協力の要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。ただし、大規模災害等において、丙が人員、機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲、乙及び丙間で協議のうえで決定する。

(費用)

- 第6条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に要する費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

(報告)

- 第7条 丙は、甲及び乙の要請により実施した復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに支援を要請した甲及び乙に対し、書面により報告を行うものとする。
- 2 丙は、災害時の支援に備え、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等を甲の事務局に報告するものとする。変更された場合も、適宜、甲の事務局に報告するものとし、甲の事務局は乙に通知するものとする。

(管路施設台帳データの提供)

- 第8条 甲及び乙は、管路施設の調査に必要な台帳の図面等をPDF等の電子データで提供可能な場合、丙に提供するものとする。
- 2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲及び乙は、管路施設台帳を大幅に変更した場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(管路施設台帳データの開示)

- 第9条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力の要請をされたとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から提供された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律等に基づきその情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第11条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
3 第1項の合同訓練を実施する場合においても、第9条第1項及び第2項、第10条を準用する。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年12月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。
2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通知をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。なお、乙は本書の写しを保有し、甲及び丙に提出する同意書により本協定の締結を証する。

資料55 災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定（社会福祉法人薫英会）

災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という）と、社会福祉法人薫英会（以下「乙」という）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、吉岡町内において大規模な地震、風水害及びその他の災害（以下、「災害等」という。）が発生し、災害時要支援者（以下、「要支援者」という。）が避難生活を余技なくされた際に、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において福祉避難所とは、「吉岡町地域防災計画に基づき、高齢者、障害者など、指定避難所での生活に困難をきたす要支援者のために特別の配慮がなされた避難所をさし、本人及びその家族等の支援者を受け入れる避難所とする。

（対象者）

第3条 この協定における避難生活の支援対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所では生活に支障を来し、特別な配慮を要する要支援者等とする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表（様式1）のとおりとする。

（施設使用の要請）

第5条 甲は、一般の避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大幅な被害を受け福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

（手続き）

第6条 甲は、第5条の要請を行う必要が生じた場合は、甲の災害対策本部から下記の事項を記載した福祉避難所開設要請書（様式2）及び要支援者情報提供票（様式3）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭等をもって要請し、その後速やかに書面またはデータ等を送付する。

- (1) 対象者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況
- (2) 緊急連絡先、担当ケアマネージャー、相談支援専門員等
- (3) 支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所、続柄
- (4) 福祉及び医療サービス利用状況等

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

（物資の調達）

第9条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確

保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第10条 乙は、福祉避難所として対象者を受け入れた場合は、当該対象者の家族等の支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行うものとする。

(スクリーニング)

第11条 福祉避難所への移送を要する対象者の選定は、避難した要支援者の心身状況等による振り分け（以下「スクリーニング」という。）により行う。スクリーニングは、一般避難所において甲により行うことを基本とする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第12条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、要支援者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第13条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令（これらの法令に基づく通知及び通達を含む。）に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(請求)

第14条 乙は、経費の請求に際して、福祉避難所運営費請求明細書（様式4）を甲に提出するものとする。

(守秘義務)

第15条 乙は、福祉避難所の開設・運営を行う場合において知り得た情報を漏らしてはならない。
ただし、本人の同意がある場合及び本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除く。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月26日

様式第1号(第4条関係)

施設一覧表

施設名	所在地	連絡先
薫英荘	吉岡町大字上野田3471番地	TEL:0279-54-6543 FAX:0279-54-6555
船尾苑	吉岡町大字上野田2135番地	TEL:0279-54-2700 FAX:0279-54-3703
ワークショップくんえい	吉岡町大字上野田2094番地	TEL:0279-55-0901 FAX:0279-55-0902

様式第2号(第6条関係)

福祉避難所開設要請書

年 月 日

(法人・施設代表者あて)
様

吉岡町長

下記施設について、福祉避難所として開設することを決定しましたので「災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書」に基づき、ご協力をお願いします。

記

1 施設名

2 開設期間 年 月 日から 年 月 日まで

※上記期間は、災害の規模・程度により延長又は変更される場合があります。

3 開設準備及び要援護者受入に関する連絡調整窓口

吉岡町 災害対策本部
福祉避難所担当 職・氏名
TEL:
FAX:

第4編 資料・様式編 第1章 資料編

様式第3号(第6条関係)

要支援者情報提供票

(施設) 管理者 様

年 月 日

フリガナ 氏名	性別	生年月日	年齢
フリガナ 氏名		年 月 日	歳
住所		電話番号	

家族等連絡先				
フリガナ 氏名	続柄	住所	電話番号	福祉避難所への付き添い
				有 ・ 無
				有 ・ 無

歩 行	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	排 泄	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助
食 事	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	服 薬	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助
入 浴	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	着 脱	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助
意思疎通	良 ・ 難 ・ 不可	紙おむつ利用	無 ・ 有
経管栄養	無 ・ 有	たん吸引	無 ・ 有
視覚障害	無 ・ 有 ()	聴覚障害	無 ・ 有 ()
自閉症	無 ・ 軽度 ・ 中度 ・ 重度	認知症	無 ・ 軽度 ・ 中度 ・ 重度
精神疾患	無 ・ 有 ()		
障害者 手帳等	身体 級 部位 []		
	愛護 A ・ B	精神 級	難病 []
介護認定	無 ・ 要介護 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 要支援 2 ・ 1		
障害支援区分	無 ・ 区 分 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1		
利用中の福祉サービス及びケアマネ等			
補装具及び日常生活用具 (車椅子・補聴器・つえ等の補装具の種類、所持等について記入)			
現病歴・服薬状況 (薬の種類、飲む時間、残数等について記入)			
かかりつけの病院	電話番号 ()		
備考			

福祉避難所利用決定者について上記のとおり情報提供します。福祉避難所の管理者及び従事者は、個人情報の保護に十分ご配慮ください。 吉岡町長

資料56 災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社ジョイフル本田）

災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフル本田（以下「乙」という。）は、災害時等における物資供給及び災害支援活動協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、食料・生活必需品等の物資（以下「生活物資」という。）の供給協力及び避難者、帰宅困難者、及び住民等（以下「被災者等」という。）の応急救済に係る災害支援活動協力に関する事項について定めるものとする。

2 平時から甲と乙が相互に連携し、防災に係る啓発活動等に関して可能な範囲で協力することを目的とし、それに関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の店舗において、被災者等に対し、避難場所（駐車場を含む。）、店舗に付属する電源、水道、トイレ等の設備を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者等に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 甲が必要とする生活物資を可能な範囲で提供すること。
- (4) 平時における防災に係る啓発活動等に関すること。

（対象施設）

第3条 前条第1号及び第2号の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 ジョイホン吉岡店及びその駐車場
所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大久保 364-1 他

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する第2条第3号に規定する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時等の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（協力要請手続き）

第5条 甲の乙に対する協力要請手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、災害時等に、第3条で規定する施設を避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し電話またはその他の方法をもって協力を要請する。
- (2) 甲の乙に対する第2条第3号に係る要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条第1号の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に規定する対象施設を開放し、被災者等の応急救済に係る災害支援活動協力等に積極的に努めるものとする。ただし、災害時等において緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第3条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

2 乙は、前条第2号の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 3 乙は、前項の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。
(利用者状況の照会)
- 第7条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、乙が提供している施設等の利用状況について照会することができる。
(生活物資の運搬)
- 第8条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。
(費用負担)
- 第9条 第6条第1項に掲げる協力実施については、乙が無償で行うものとする。
- 2 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 3 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
(費用の支払い)
- 第10条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。
(損害負担)
- 第11条 乙又はこの協定に基づき避難場所の提供業務に従事した者が、第三者に損害等を与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その賠償の責めは、甲と乙で協議の上、決定するものとする。
- 2 乙は、提供した避難場所において、避難者及び避難者の車両等が自然災害に起因する損害又は避難者間で発生した損害について、乙の故意又は重大な過失がある場合を除き、その賠償の責めを負わないものとする。
(災害補償)
- 第12条 この協定に基づく業務に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、当該従事者もしくはその被扶養者又は遺族に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険により対応するものとする。ただし、乙又はこの協定に基づく業務に従事した者に故意又は重大な過失がなく、かつ、当該保険が適用されないときは、群馬県市町村総合事務組合が定める群馬県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第15号）の規定による損害補償を適用できる場合に限り、これを補償するものとする。
(情報交換及び訓練)
- 第13条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。
(連絡責任者)
- 第14条 甲と乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。
(協議)
- 第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月19日

資料57 防災行政無線施設（固定系）設置状況

施設名	名称	設置場所	所在地（住所）
親局	ぼうさい よしおか	吉岡町役場	吉岡町大字下野田 560
遠隔制御装置	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（当直室）	
	ぼうさい よしおか	渋川広域消防本部	渋川市渋川 1815-51
屋外受信装置 （放送用）	1号	吉岡町役場	吉岡町大字下野田 560
	2号	吉岡町隣保館	吉岡町大字下野田 892-2
	3号	漆原文化センター	吉岡町大字漆原 816
	4号	吉岡町立駒寄小学校	吉岡町大字漆原 1016-1
	5号	上中町集落センター	吉岡町大字大久保 1515-4
	6号	吉岡町老人福祉センター	吉岡町大字南下 1333-4
	7号	木戸集落センター	吉岡町大字南下 721
	8号	吉岡町立明治小学校	吉岡町北下 433
	9号	小井堤町コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1213
	10号	上野原南部コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1601-6
	11号	上野原集会所	吉岡町大字上野田 3367-2
	12号	小倉集会所	吉岡町大字小倉 279-3
	13号	下野田集会所	吉岡町大字下野田 1537-1
	14号	大久保集落センター	吉岡町大字大久保 1310-1
	15号	三津屋田端公会堂	吉岡町大字大久保 2162-1
	16号	道の駅よしおか温泉	吉岡町大字漆原 2004
	17号	新田住民センター	吉岡町大字漆原 57-7
	18号	陣場公会堂	吉岡町大字陣場 112-1
	19号	吉岡町十日市貯水池	吉岡町大字南下 1441
	20号	上野田ふれあい公園	吉岡町大字上野田 1256-23
	21号	船尾自然公園バーベキュー場	吉岡町大字上野田 3160-1
戸別受信機	町住民基本台帳に登録されている世帯で町長が認めたもの、また国及び地方行政機関で町長が必要と認めたもの。		

資料58 防災行政無線施設（移動系）設置状況

施設名	名称	設置場所	所在地（住所）
基地局	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（3階書庫）	吉岡町大字下野田 560
遠隔制御装置 統制装置	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（防災無線室）	
遠隔制御装置	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（総務課）	
	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（建設課）	
	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（上下水道課）	
	ぼうさい よしおか	吉岡町保健センター	
	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（大会議室）	
半固定型 無線機	よしおか 101	吉岡町隣保館	吉岡町大字下野田 892-2
	よしおか 102	漆原文化センター	吉岡町大字漆原 816
	よしおか 103	吉岡町立駒寄小学校	吉岡町大字漆原 1016-1
	よしおか 104	上中町集落センター	吉岡町大字大久保 1515-4
	よしおか 105	吉岡町老人福祉センター	吉岡町大字南下 1333-4
	よしおか 106	木戸集落センター	吉岡町大字南下 721
	よしおか 107	吉岡町立明治小学校	吉岡町北下 433
	よしおか 108	小井堤町コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1213
	よしおか 109	上野原南部コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1601-6
	よしおか 110	上野原集会所	吉岡町大字上野田 3367-2
	よしおか 111	小倉集会所	吉岡町大字小倉 279-3
	よしおか 112	下野田集会所	吉岡町大字下野田 1537-1
	よしおか 113	大久保集落センター	吉岡町大字大久保 1310-1
	よしおか 114	三津屋田端公会堂	吉岡町大字大久保 2162-1
	よしおか 115	新田住民センター	吉岡町大字漆原 57-7
	よしおか 116	陣場公会堂	吉岡町大字陣場 112-1
	よしおか 117	吉岡町上野田ふれあい公園	吉岡町大字上野田 1256-23
	よしおか 118	吉岡町社会体育館	吉岡町大字南下 1383-12
	よしおか 119	八幡山公園グラウンド	吉岡町大字南下 1334-19
	よしおか 120	町民グラウンド	吉岡町大字漆原 949-1
携帯型無線機	よしおか 201～210	吉岡町役場（防災無線室）	吉岡町大字下野田 560

資料59 被害認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその重科の延べ床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
- (4) 「中規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも。
- (5) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (6) 「準半壊」とは、住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
- (7) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。

- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

資料60 吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

○吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

平成22年2月26日

訓令第4号

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に安全な場所へ避難するための人的な援護が必要な人に対し、災害時に迅速かつ的確な情報伝達や避難支援体制の整備を図ることにより、安全で安心して生活できる地域体制を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、次に掲げる者のうち、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとることに支援を要する人で、必要な個人情報（以下「要支援者情報」という。）を提供することに同意したものをいう。

- (1) 介護保険における要介護認定者（おおむね要介護3以上）
- (2) 身体障害者（肢体不自由の障害の程度が1級若しくは2級又は視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が1級若しくは2級の者）
- (3) 知的障害者のうちその障害の程度がA判定又はB判定の者
- (4) 精神障害者のうちその障害の程度が1級又は2級の者
- (5) 内部障害者
- (6) 妊産婦及び乳幼児
- (7) 難病患者
- (8) 日本語に不慣れな在住外国人
- (9) 65歳以上の一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者
- (10) その他支援が必要と思われる者

(要支援者情報の把握及び共有)

第3条 要支援者情報は、次により把握するものとする。

- (1) 手あげ方式 要援護者本人が自分の意思で登録制度に登録する方法
 - (2) 同意方式 自主防災組織（自治会等を含む。以下同じ。）、民生委員・児童委員等が地域において支援が必要な人を把握し、支援が必要な者本人に名簿への登録を直接働きかけ、同意を得て登録制度に登録する方法
- 2 要支援者情報の収集に携わる者及び要支援者名簿の提供を受ける者は、事前に誓約書（様式第1号）を町長に提出し、守秘義務の確保に努めるものとする。
- 3 要支援者情報は、避難支援プランの作成、避難訓練、災害時の安否確認及び避難所での支援などに活用するため、防災関係機関のほか、要支援者の避難時に関係する自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供するものとする。

(登録の手続)

第4条 要支援者で登録を希望するもの（以下「登録希望者」という。）は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続が困難な場合には、登録希望者の扶養義務者又は保護者（以下「代理人」という。）による申請ができるものとする。
- 3 前項の規定による手続が困難な場合には、自治会長又は民生委員・児童委員による申請ができるものとする。
- 4 町長は、提出された申請書を基に登録希望者を吉岡町災害時避難行動要支援者名簿（様式第

3号。以下「名簿」という。)に登録するものとする。

(登録事項の変更及び取消)

第5条 前条の規定により登録された者(以下「登録者」という。)は、申請書及び名簿に記載された事項に変更が生じたとき又は登録を取り消すときは、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録変更(取消)届出書(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録情報を変更し、自主防災組織、民生委員・児童委員等に周知を図るものとする。

3 登録者が障害等により変更の報告が困難な場合には、代理人による報告ができるものとする。

4 前項の規定による手続が困難な場合には、前条第3項の規定を準用する。

(登録事項の削除)

第6条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を削除することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が町外に転出したとき。

(3) 登録者が入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

(4) 登録者が第2条に該当しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により登録を削除した場合には、速やかに自主防災組織、民生委員・児童委員等に周知を図るものとする。

(登録台帳の保管・管理)

第7条 申請書及び名簿の原本は吉岡町の福祉担当部局が保管し、副本は防災担当部局、自主防災組織、民生委員・児童委員等が共有するものとする。

2 申請書及び名簿を保管する者(以下「保管者」という。)は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に要支援者情報を使用してはならない。

3 保管者は、要支援者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するものとする。

(地域の支援体制)

第8条 自治会長は、要支援者に対し地域で避難支援、安否確認及び災害情報の伝達(以下「支援等」という。)をする者(以下「避難支援者」という。)を自主防災組織、民生委員・児童委員等の構成員から、要支援者1人につき2人程度選出するものとする。

2 避難支援者は、災害時において、要支援者の支援等を円滑に行えるようにするため、日常的に要援護者への声かけ及び見回り活動等を行うものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報誌等その他これに類する媒体を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

誓 約 書

吉岡町長 様

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書(個別計画)、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者マップについては、災害時の救援活動等に役立てるため、記載事項を吉岡町個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

〔団体等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。〕

様式第2号(第4条関係)
(表)

登録番号	
------	--

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書(個別計画)

吉岡町長 様

私は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿に登録することを希望するとともに、届け出た下記個人情報を町が個別計画、要支援者名簿及び要支援者マップの作成に使用し、自主防災組織(自治会等)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署及び警察署に提出すること、日頃からの見守り等を行うことを承諾します。

年 月 日

本人又は代理人氏名

自治会名	自治会長名		電話	()
			携帯電話	
	民生委員 児童委員名		電話	()
			携帯電話	
該当区分 (該当にレ)	<input type="checkbox"/> 要介護認定者、 <input type="checkbox"/> 身体障害者、 <input type="checkbox"/> 知的障害者、 <input type="checkbox"/> 精神障害者、 <input type="checkbox"/> 内部障害者、 <input type="checkbox"/> 妊産婦及び乳幼児、 <input type="checkbox"/> 難病患者、 <input type="checkbox"/> 日本語に不慣れな在外国人、 <input type="checkbox"/> 65歳以上の一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者、 <input type="checkbox"/> その他()			
住所	吉岡町大字	番地	電話	()
			携帯電話	
氏名	(男・女)	生年月日	年	月 日
緊急時の家族等への連絡先				
氏名	続柄()	住所	電話	()
			携帯電話	
氏名	続柄()	住所	電話	()
			携帯電話	
家族構成・同居状況等		居住建物		
		建築時期	構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定
		見取図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)	北 	
特記事項				
緊急通報システム あり(警備会社の名称) ・ なし				

(裏)

避難支援者				
氏名		住所	吉岡町大字	電話 ()
				携帯電話
氏名		住所	吉岡町大字	電話 ()
				携帯電話
氏名		住所	吉岡町大字	電話 ()
				携帯電話
情報伝達の流れ				
情報伝達での留意事項				
避難時に携行する医薬品 ()				
かかりつけ医療機関 ()				
既往症 ()				
避難誘導時の留意事項				
避難先での留意事項				
避難場所				
備考				

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書

吉岡町長 様

私は、災害時避難行動要支援者名簿登録制度に登録した内容について、下記のとおり変更・取消を申請します。

届出者 住所 _____

氏名 _____

要援護者との関係 _____

記

災害時避難行動要支援者	住 所	吉岡町大字
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
変更・取消理由及びその内容		

第2章 様式編

様式番号	様式名称
様式1	災害概況即報
様式2	被害状況即報
様式3	災害確定報告
様式4	火災報告

様式1 災害概況即報

(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
消防庁受信者氏名	報告者氏名	
	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県市町村 (消防本部)	
	報告者氏名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分
被害の状況	人的被害	死者	人	うち 災害関連死者	重傷者	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人		軽傷者	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
				一部破損	棟	未分類		棟					
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2 被害状況即報

(被害状況即報)

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠水	ha	
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
区的被害	学 校		箇所				
	病 院		箇所				
	道 路		箇所				
	橋 り よ う		箇所				
	河 川		箇所				
	港 湾		箇所				
	砂 防		箇所				
	清 掃 施 設		箇所				
	崖 く ず れ		箇所				
	鉄 道 不 通		箇所				
	被 害 船 舶		隻				
	水 道		戸				
住家被害	電 話		回線				
	電 気		戸				
	ガ ス		戸				
	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
	全 壊		棟				
			世帯				
	半 壊		棟				
			世帯				
	一 部 破 損		棟				
			世帯				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯		り 災 者 数	人		
		人		火 災 発 生			
非住家	公 共 建 物		棟		建 物	件	
	そ の 他		棟		危 険 物	件	
					そ の 他	件	

区 分		被 害		災 害 等 対 策 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計 団体
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円		119番通報件数 件		
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 對 策 本 部 名				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数		団 体		計 団 体			
そ の 他	農 産 被 害	千 円					災 害 對 策 本 部 名
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他		千 円	災 害 對 策 本 部 名	計 団 体			
被 害 総 額		千 円					
備 考			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難指示等の状況）						

様式4 火災報告

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分			月 日 時 分
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造	建築面積			㎡	
	階層	延べ面積			㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼棟			建物焼損表面積	㎡
部分焼棟	林野焼損面積	ha				
ぼや棟						
り災世帯数	世帯気象状況					
消防活動状況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機		人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)